



## 名古屋市企業再投資促進補助金のご案内

名古屋市では、長年にわたり、市内の経済・基盤を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します！

|             |                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 企 業     | ■ 20年以上名古屋市内に立地する工場等を有する企業                                                                                                                                                                           |
| 補 助 対 象 事 業 | ■ 工場、研究所の新增設 ※1<br>■ 設備一新 ※2                                                                                                                                                                         |
| 対 象 分 野     | ■ 以下の分野又は「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（東尾張地域）」に該当することが必要です。 ※3<br><br>【次世代成長分野】<br>(1) 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。） (2) 航空宇宙関連分野<br>(3) 環境・新エネルギー関連分野 (4) 健康長寿関連分野 (5) 情報通信関連分野<br>(6) ロボット関連分野 (7) その他市長が認める分野 |

| 事 項         |         | 中 小 企 業                                                               | 中 堅 企 業                        | 大 企 業       |
|-------------|---------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------|
| 交 付 要 件     | 投資規模要件  | 1 億円以上                                                                | 1 億円以上                         | 2 5 億円以上    |
|             | 雇用要件 ※4 | 2 5 人以上                                                               | 2 5 人以上                        | 5 0 人以上     |
| 補 助 対 象 経 費 |         | 固定資産取得費用<br>(消費税及び土地取得費等除く)                                           |                                |             |
| 補 助 率       |         | 1 0 %以内<br>(みなし大企業は 8 %以内)                                            | 5 %以内<br>(みなし大企業は 4 %以内)<br>※5 | 4 %以内<br>※5 |
| 限 度 額       |         | 1 0 億円                                                                | 5 億円                           | 5 億円        |
| 申 請 期 限     |         | 工事着工（設備一新の場合は発注日）の 3 0 日前まで<br>(愛知県と名古屋市のヒアリングを実施した後に、申請書の様式をお渡しします。) |                                |             |

- ※1 工場の対象地域は、名古屋市内用途地域指定標準にいう準工業地域、工業地域及び工業専用地域です。（研究施設は、市内全域が対象です。）
- ※2 建物（複数階ある場合は各階）に新たに設置される機械及び装置の数又は設置面積が、当該建物の機械及び装置の過半を占める場合です。（設備一新のみでも申請は可能です。）
- ※3 愛知県の新しい創造産業立地補助金に採択されることが必要です。
- ※4 名古屋市内の事業所における常用雇用者数の合計で、事業認定申請時点から補助金交付終了年度末までの期間中、満たしていることが必要です。
- ※5 中堅企業・大企業は、別に愛知県からも補助が受けられます（固定資産取得費用に対し、中堅企業は 5 %以内（みなし大企業は 4 %以内）、大企業は 4 %以内）。
- 本補助金において、中小企業は中小企業基本法、中堅企業は産業競争力強化法に規定する会社をいいます。

■ 補助要件等の確認（右の確認欄にチェックしてご確認ください。）

| 補 助 要 件 等        |                                                                                                                                                                                              |                                                         | 確認欄 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----|
| 確<br>認<br>事<br>項 | 名古屋市内に20年以上工場又は研究所が立地している。                                                                                                                                                                   |                                                         |     |
|                  | 申請する工場は、 <b>準工業地域、工業地域又は工業専用地域に建設する。</b> （研究所は <b>名古屋市全域が対象です。</b> ）<br>なお、工場において設備を一新する場合も補助の対象となります。<br>「 <b>（設備一新）</b> 」とは、建物（複数階ある場合は各階）に新たに設置される機械及び装置の数又は設置面積が、当該建物の機械及び装置の過半を占める場合です。 |                                                         |     |
|                  | 申請する工場・研究所で行う事業は、 <b>次世代成長分野又は「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（東尾張地域）」に該当する。</b>                                                                                                                    |                                                         |     |
|                  | 申請する工場等は <b>申請者自らが所有し、事業計画書に記載の事業を実施する。</b><br>（ただし、法人税法第2条第12号の7の5に規定する支配関係にあり、工場等及び機械設備を設置する事業者と補助事業を実施する事業者が同一でない場合においては連名により申請することができます。）                                                |                                                         |     |
|                  | 申請する工場は、生産活動に使用する床面積（研究所の場合は研究活動に使用する床面積）が延床面積の過半を超えている。<br>（製造や開発機能を有さない物流施設や倉庫、事務所等が過半を占める施設は、工場・研究機能を持っていても補助制度の対象となりません。）                                                                |                                                         |     |
|                  | 申請する工場、研究所は、 <b>事業認定の申請日から3年以内に操業を開始する。</b><br>（3年以内に操業を開始できない場合は、補助事業の認定が取消しになる場合があります。）                                                                                                    |                                                         |     |
|                  | 投資規模は要件を満たしている。（対象経費は建物の建築工事、機械設備等の取得費用です。 <b>消費税や既存施設の撤去工事費、既存設備の移転費用、設計費などは投資額には含まれません。</b> ）                                                                                              |                                                         |     |
|                  | 申<br>機<br>械<br>設<br>備<br>の<br>場<br>合<br>を                                                                                                                                                    | 申請する機械設備等は、事業認定申請日時点で <b>発注をしていない。</b>                  |     |
|                  |                                                                                                                                                                                              | 申請する機械設備等は、 <b>1台あたりの取得価格が50万円以上である。</b>                |     |
|                  |                                                                                                                                                                                              | 申請する機械設備等は、 <b>新しく建築する工場・研究所に設置し使用する。</b> （設備一新の場合を除く。） |     |
|                  |                                                                                                                                                                                              | 申請する機械設備等は、 <b>中古物品やリース契約によるものではない。</b>                 |     |
|                  |                                                                                                                                                                                              | ソフトウェアや車両などの <b>固定資産税（償却資産）の課税対象とならないものは含まれていない。</b>    |     |
|                  | 名古屋市内の事業所に勤務する常用雇用者が、 <b>中小企業・中堅企業25人以上、大企業50人以上</b> という雇用要件を満たしている。<br>「常用雇用者」とは、 <b>雇用保険法、厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者</b> となります。ただし、派遣労働者、請負労働者、出向者及び外国人技能実習生は含まれません。                              |                                                         |     |
|                  | これまで <b>名古屋市企業再投資促進補助金</b> を利用していない（大企業・みなし大企業に限る）。<br>大企業・みなし大企業については、過去に同一の事業所の同一事業において <b>名古屋市企業再投資促進補助金</b> を利用している場合は、この制度を利用できません。                                                     |                                                         |     |
|                  | 他の市内事業所で、すでに <b>名古屋市企業再投資促進補助金</b> をご利用されたことがある場合は、その交付額を差し引いた金額が限度額となります。                                                                                                                   |                                                         |     |
|                  | 愛知県の新あいち創造産業立地補助金に採択された場合、社名等を愛知県が公表することに支障はない。（公表内容は、企業名、立地場所、事業内容、認定分野、企業規模）                                                                                                               |                                                         |     |
|                  | <b>市税（法人市民税及び固定資産税・都市計画税）を滞納していない。</b>                                                                                                                                                       |                                                         |     |

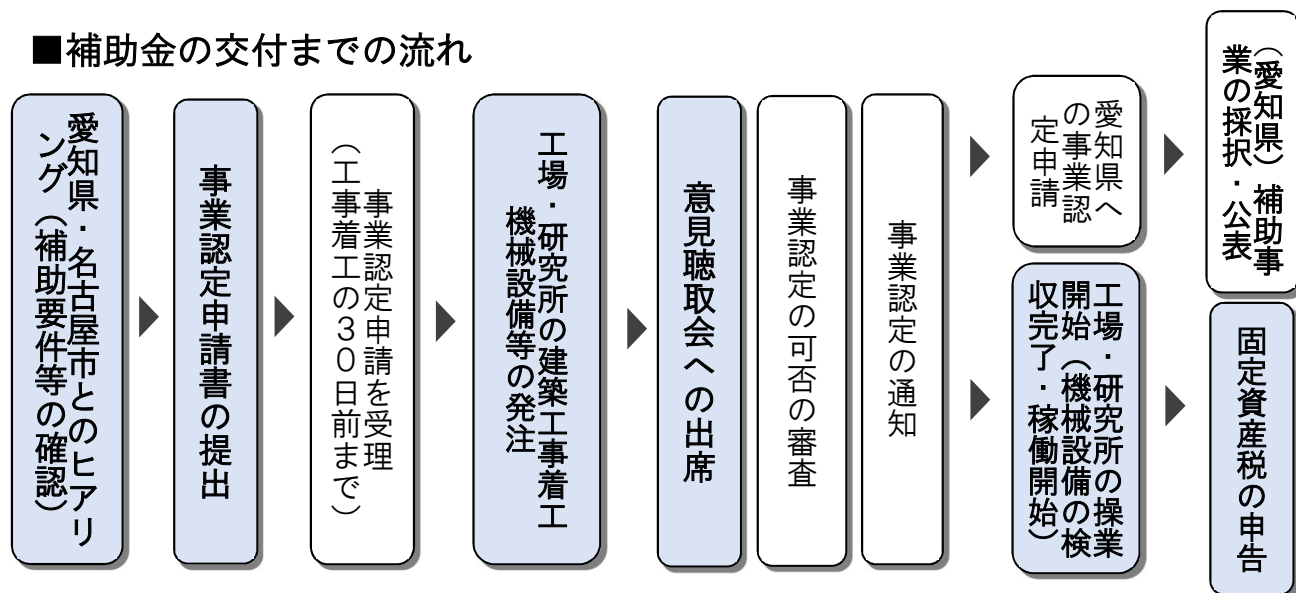
■注意事項（必ずお読みください。）

- 1 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から、10年以内に補助対象の工場・研究所を休・廃止した場合や5年以内に機械設備等を売却・市外移転・廃棄などを行った場合は、交付決定を取消し、既に交付した補助金を返還していただくことがあります。
- 2 愛知県の補助事業として採択されなかった場合は、名古屋市の事業認定は取消しになります。
- 3 その他、本補助金の詳細は名古屋市内企業再投資促進補助金交付要綱等によります。

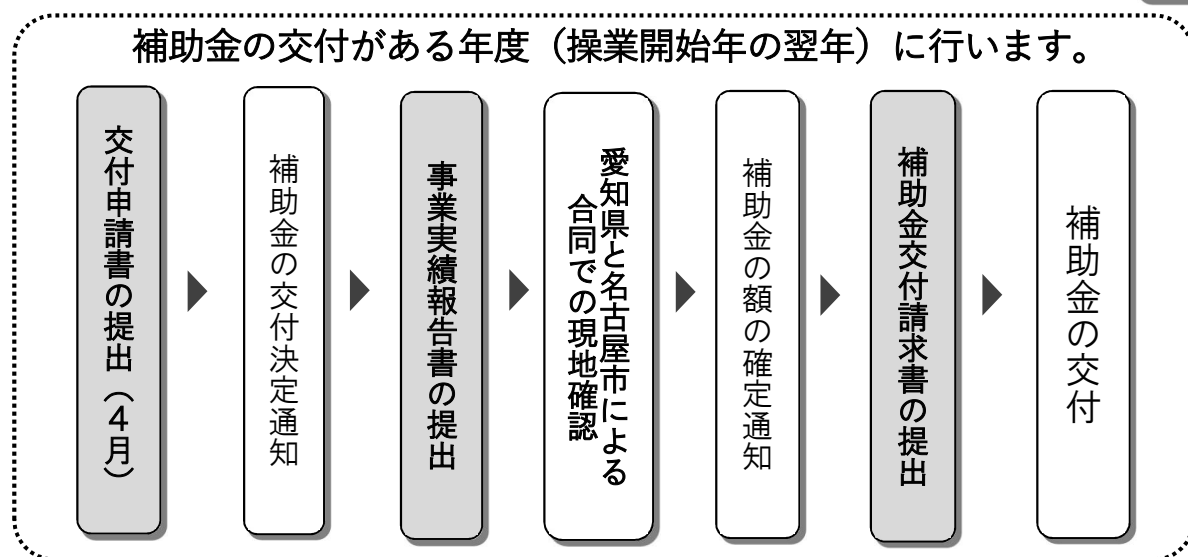
【愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（東尾張地域）】

| 産 業 名          | 日 本 標 準 産 業 分 類 上 の 業 種 名                                                                                                                                                                   |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸送機械関連産業       | 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械（274 を除く）、28 電子部品、29 電気機械(2962,2973 を除く)、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他（323 に限る）    |
| 繊維関連産業         | 11 繊維、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274 を除く)                                                                                                                                                   |
| 電気・電子機器関連産業    | 11 繊維、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他（323 に限る）                                                                                       |
| 機械・金属関連産業      | 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他（323 に限る）                                     |
| 健康長寿関連産業       | 9 食料品、10 飲料・飼料(105 を除く)、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学(161 を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他（323,3297 に限る）       |
| 新エネルギー関連産業     | 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166 を除く)、21 窯業・土石、22 鉄鋼、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械（274 を除く）、28 電子部品、29 電気機械（2961,2962,2973 を除く）、30 情報通信機械、31 輸送用機械、32 その他（323 に限る）                         |
| 農商工連携関連産業      | 9 食料品、10 飲料・飼料(105 を除く)、11 繊維、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274 を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2961,2962,2973 を除く)、30 情報通信機械、32 その他（323,3297 に限る）            |
| 食料・飲料品関連産業     | 9 食料品、10 飲料・飼料（105,106 を除く）、14 パルプ・紙(1431,1451,1454 に限る)、18 プラスチック（1831,1832,1891 を除く）、21 窯業・土石(2114 に限る)、24 金属製品(241 に限る)、26 生産用機械(2641,2645 に限る)                                          |
| 住宅・建築物・同設備関連産業 | 11 繊維（116,117,118 を除く）、12 木材・木製品（123 を除く）、13 家具・装備品、16 化学（161,1624,165,166 を除く）、18 プラスチック（1831,1832,1891,1892 を除く）、19 ゴム製品(1933 に限る)、21 窯業・土石（2114,2115,2116,2142 を除く）、24 金属製品（241,242 を除く） |

## ■補助金の交付までの流れ



補助金の交付がある年度（操業開始年の翌年）に行います。



- ・意見聴取会は、年4回開催となります。（概ね6月、9月、12月、2月の予定）
- ・補助金交付額が2億円を超える場合は2年度、5億円を超える場合は3年度に分割して交付する場合があります。
- ・補助対象経費の上限額は、認定申請書に記載した額となります。
- ・補助対象として申請した機械設備等は、事業認定申請後に発注することが条件となります。（発注日を確認する必要から発注書を作成して保存しておいてください。）  
また、申請と異なる目的・用途の機械設備等は補助対象外となります。
- ・工事着工日を確認するため、着工日を特定できる資料（契約書や地鎮祭の開催通知などの写し）を交付申請書に添付して提出していただきます。
- ・工場・研究所の操業を開始した場合は、すみやかに名古屋市へご連絡ください。

## ■受付及びお問合せ

名古屋市 経済局 イノベーション推進部 産業立地交流課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（本庁舎5階）

TEL : 052-972-2423 FAX : 052-972-4135

MAIL : a2423@keizai.city.nagoya.lg.jp



◇名古屋ビジネス進出サポートサイト (<https://nagoya-potential.jp/>)

